

文の京景観賞について

1 経緯

令和5年12月11日に開催された「令和5年度第1回文京区景観づくり審議会」において、再投票の方法について疑義が生じた。

2 選考基準

景観賞の最終選考では、獲得票数が過半に達したものを受賞物件としているが、昨年度の審議会において、過半に達していなくとも、有効投票数の4割以上かつ最多票の場合、受賞物件として選定してもよいとした。

3 意見

今年度のこども景観写真部門において、選考作品が5件あったため、候補のすべてが4割を満たさない状況となった。1位の投票数は6票、2位が4票で二作品、4位は2票で二作品の計18票で、上位3作品で再投票するか、委員ひとり2票とし、五作品で再投票するかが問われ、後者によって受賞作品を選考した。

4 事務局の見解

(1) こども景観写真部門については、票数が分散され、4割を満たさないことが考えられるため、委員一人当たり2票をもって、異なる作品に投票を行う。

・こども景観写真部門は、部門を設立した、第20回文の京景観賞以降、毎年受賞作品を2件選出している。

なお、都市景観部門および景観づくり活動部門についてはこれまで通りとする。

※ 2票を投票する場合

・有効投票数（最大40）又は、投票者数（最大20）の4割以上獲得した作品を、受賞作品とするのか。